

教育学研究科アセスメント・ポリシー

(令和4年11月16日教育学研究科委員会決定)

(目的)

- 1 教育学研究科では、「弘前大学アセスメント・ポリシー（研究科）（以下「研究科ポリシー」という。）」に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示す教育目標に関する到達（達成）度を高めることを目的に、アセスメントを実施する。

(実施責任者)

- 2 教育学研究科のアセスメント実施責任者は、教育学研究科長とする。

(実施体制)

- 3 教育学研究科のアセスメントは、教育学部自己評価委員会において実施する。

(実施方法)

- 4 教育学研究科のアセスメントは、研究科ポリシーに定めるアセスメント・チェックリストにより実施する。

(報告・公表)

- 5 アセスメントの結果は、教育学研究科委員会及び教育推進機構会議に報告するとともに、ホームページ等で公表する。